

子育て世帯移住・就業支援金 申請書類確認表

	要件	必要書類
移住元要件	(1)、(2)の全てに該当すること (1) 住民票を異動する直前の10年間で、通算5年以上、東京圏（※）に在住していた (2) 住民票を異動する直前の1年間は、東京圏に在住していた ※東京圏：東京都（原則23区除く）、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域	・本人の住民票の除票又は戸籍の附票
子育て世帯要件	(1)～(5)の全てに該当すること (1) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が移住元において、住民票の上で同一世帯に属していたこと。 (2) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。 (3) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和6年4月1日以降に、転入したこと。 (4) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。 (5) 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと	・該当する世帯員の住民票の除票
移住先・就業等要件	(1)～(3)の全てに該当すること	—
	(1) 申請時において転入してから1年以内であること	—
	(2) 申請日から5年以上継続して上越市内に居住の意思があること	—
	(3) 就業・起業要件（①～③のいずれかに該当すること）	—
	① 就業の場合（ア～ウのいずれかに該当し、1年以上在職すること）	—
	ア 「新潟企業情報ナビ」の掲載企業で移住就業支援金を対象としている企業に就業し、次のいずれにも該当すること ・勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること ・就業先の法人の代表者等、経営を担う者との関係について、3親等以内の親族でないこと ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること ・求人への応募日がマッチングサイトに当該求人が移住就業支援金の対象として掲載された日以降であること ・申請時に勤務している法人等に子育て世帯移住・就業支援金申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	・就業証明書（第2号様式）
	イ 国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用して就業し、次のいずれにも該当すること ・勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること ・申請時に勤務している法人等に子育て世帯移住・就業支援金申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと	・就業証明書（第2号様式）
	ウ 上越市に移住後も引き続き業務をテレワークで実施し、次のいずれにも該当すること ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、上越市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと ・地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと	・就業証明書（第2号様式の2）（テレワーク用、会社勤務の方向け） ・就業証明書（第2号様式の3）（テレワーク用、個人事業主、フリーランスの方向け）
	② 起業の場合 新潟県企業支援事業に係る支援金（地域課題解決枠）の交付決定を受けている。	・交付決定通知書（写し）
	③ 関係人口の場合（アもしくはイに該当し、かつ、ウとエに該当する人、又はオに該当する人）	—
	ア 転入日から過去1年間のうちで、「上越市ふるさと暮らし支援センター」又は市主催ないし市が参加する移住関連イベントで、対面での移住相談を行った人	・相談又は参加したことのわかる証明書類等
	イ 転入日から過去1年間のうちで、次のいずれかの市の事業に参加した人 移住体験ツアー、おためし農業体験、ITサテライトオフィス見学ツアー、IT企業合同会社説明会	
	ウ 農林水産業、情報通信業、家業のいずれかに従事した人	—
	エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づき雇用（公務員は非該当）されている人	・就業証明書（第2号様式）
	個人で事業を起業した人	①、②のすべて ①個人事業主の開業届出書の写し、委託契約書の写し、農家基本台帳の写し等 ②事業の継続性が見込めることが分かる書類（青年等就農計画認定書、認定経営革新等支援機関と共に作成した事業計画書等）
オ 過去上越に在住していたことがあり、家業に従事した人	①～③のすべて ①就業証明書（第2号様式） ②住民票の除票または戸籍の附票 ③家業を経営する親族との関係が分かる書類（戸籍の謄本（全部事項証明書）等）	